

“野良猫”にお困りの方へ

猫はワルモノ？

「猫に庭や家屋を荒らされた」
「猫の爪で車に傷をつけられた」
「さかりの声がうるさい」
「糞尿・ノミに迷惑している」

これらがもちろん、猫による被害であることはたしかです。



“野良猫”を捕まえ、殺処分して数を減らすことは、動物愛護の精神に反するだけでなく、誰にとっても、気持ちのよい解決策とは言えません。

堺市では、所有者のいない猫（いわゆる“野良猫”）に関する苦情や相談に対して、不適切にエサを与えている方への啓発や猫から受ける迷惑行為の防止方法を提案しています。

ご近所にこんな人はいませんか？

× 猫にエサだけをあげている（不適切なエサやり）

おなかをすかせた猫にエサをあげようとするその気持ちは、悪いことではないと思います。しかし、エサをあげるだけの行為は、猫の栄養状態をよくし、子猫をたくさん産ませることになります。また、ところかまわず糞や尿をするので、ご近所に迷惑をかけてしまいます。このような人に対しては、啓発を行います。

○？ エサはあげているが、**不妊手術**を受けさせ、**かつ**、定期的に**地域の清掃**を行っている（適切なエサやり？…地域の方との話し合いが必要でしょう）

このような人は、それ以上“野良猫”が増えないことを望んでおり、地域に迷惑をかけているかもしれないという認識を持っています。

猫同士のけんかや、交通事故、自然環境などで、“野良猫”の平均寿命は3～5年と言われています。その代の命を全うすれば、その地域の猫は自然と減少していくでしょう。

“野良猫”が急にいなくなることは、残念ながらありません。
しかし、地域の方の協力により、“野良猫”を減らすことは出来ます。

※ いなくなるまでは、裏面の猫の迷惑行為防止方法を試してみてください。



人と動物が共存するうるおいのある社会へ

猫の迷惑行為防止方法（撃退の秘訣）

残念ながら、猫撃退の秘訣はありません。

猫の習性を利用して、居心地を悪くする、あるいは「しつけ」をするような気持ちで、根気強く対処するしかありません。

猫により、場所により、実施できる方法や効果も一定しませんが、いろいろ工夫してみると案外うまくいくことがあります。

1 エサを与えたり、生ゴミがあると、飼い猫でも寄り集まってきます

- ・ ゴミ出しのルールを守る
- ・ 飼い猫に家の外ではエサを与えない
- ・ 残ったエサを放置しない

2 以前につけた、自分の臭いのある場所で糞尿をします

- ・ 水できれいに洗い流す
- ・ 台所用の漂白剤や石灰を撒くなどして臭いを消す

3 臭いに敏感です

- ・ 猫の嫌う臭いが強いものを置いたり、撒いたりする

例：市販の猫よけ剤・ナフタリンやトイレ用固形消臭剤（砕いたもの）・クレオソート剤（正露丸など）・クレゾール（50～100倍に薄めたもの）・ミカンの皮（ちぎったもの）・コーヒーや紅茶のカス・粉石鹼・木酢液・・・など

4 きれい好きで、からだが汚れるのを嫌います

- ・ 水を撒いて地面を濡らしておく
- ・ 猫の通り道にコーヒーのカスなどを撒く

5 用心深くデリケートです

- ・ 小石を敷いて足元を不安定にする
- ・ ホースを曲がりくねらせ、先端をへびのように立てておく
- ・ 不安定な物を置いたり、物の配置を変える
- ・ 簡易型超音波発生装置を置く

6 通路をふさぐ

- ・ 波板や金網を張り、侵入不能にする
- ・ 進入経路を見極め、塀の上などに遮断機をつける

7 その猫をしつけるつもりで、見つけたら追い払う

- ・ けがをさせないよう（空き缶などを使って大きな音をたてたり、水をかけて追い払う程度に）



ご注意!! ・安全面にくれぐれも注意してください。
・やり方によっては、かえってご近所とのトラブルのもと

堺市保健所 動物指導センター



〒590-0013

堺市堺区東雲西町1丁8番17号

TEL 072-228-0168 FAX 072-228-8156

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/dobutsu/shidocenter/shidocenter.html>

Email doshi@city.sakai.lg.jp

堺市行政資料番号 1-H2-13-0259

